

特定多目的ダム法

1. 案内情報

- 手続名 : ダム使用権の処分に係る許可
手続根拠 : 特定多目的ダム法第22条
手続対象者 : ダム使用権者で、当該ダム使用権の移転、分割、併合及び設定の目的の変更を行おうとする者
提出時期 : ダム使用権の移転、分割、併合及び設定の目的の変更を行おうとするとき
提出方法 : 当該ダム使用権に係る各地方整備局等の事務所にお問い合わせ下さい。
手数料 : 無し
添付書類・部数 : 当該ダム使用権に係る各地方整備局等の事務所にお問い合わせ下さい。
申請書様式 : 当該ダム使用権に係る各地方整備局等の事務所にお問い合わせ下さい。
記載要領・記載例 : 当該ダム使用権に係る各地方整備局等の事務所にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

提出先 : 処分しようとするダム使用権に係る各地方整備局等の事務所（下記相談窓口にお問い合わせください。）

受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口 :

北海道開発局建設部建設行政課	011-709-2311(内線5348)
東北地方整備局河川部河川管理課	022-225-2171(内線3771)
関東地方整備局河川部水政課	048-601-3151(内線3571)
北陸地方整備局河川部河川計画課	025-266-1171(内線3626)
中部地方整備局河川部河川計画課	052-953-8119(内線3626)
近畿地方整備局河川部水政課	06-6942-1141(内線3571)
中国地方整備局河川部水政課	082-221-9231(内線3571)
四国地方整備局河川部河川計画課	087-851-8061(内線3626)
九州地方整備局河川部河川計画課	092-471-6331(内線3626)
沖縄総合事務局開発建設部建設行政課	098-866-0031(内線3566)

3. 手続情報

審査基準 : 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について（平成6年9月30日建設省河政発第52号）記五4(2)
(1)

特定多目的ダム法第15条第2項

標準処理期間 : 約4ヶ月（審査基準 記五4(2)(2)）

不服申立方法 : (行政不服審査法の規定による)